

# 青森県報

号外第六十七号

平成十七年  
七月六日  
(水曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例……………	(保健衛生課) …… 二
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) …… 八
特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) …… 九
青森県税条例の一部を改正する条例……………	(税 務 課) …… 二
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) …… 一五

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月六日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第六十三号

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、旅館、公衆浴場、医療施設及び社会福祉施設等の入浴施設について遵守すべき事項を定めることにより、レジオネラ症の発生を予防し、もって県民の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旅館 旅館業法（昭和二十三年法律第三百二十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設をいう。
- 二 公衆浴場 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百二十九号）第一条第二項に規定する浴場業の施設をいう。
- 三 医療施設 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所をいう。
- 四 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。

イ 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第十八条に規定する市町村保健センター

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第八項に規定する児童デイサービス事業、同条第九項に規定する児童短期入所事業又は同条第十二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所並びに同法第七条に規定する児童福祉施設及び同法第十二条第一項に規定する児童相談所

ハ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第七項に規定する身体障害者デイサービス事業又は同条第八項に規定する身体障害者短期入所事業を行う事業所及び同法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法第五十条の三の二第三項に規定する精神障害者短期入所事業又は同条第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う事業所

ホ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設

ヘ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六条に規定する婦人保護施設

ト 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第八項に規定する知的障害者デイサービス事業、同条第九項に規定する知的障害者短期入所事業又は同条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業を行う事業所及び同法第五条第一項に規定する知的障害者援護施設

チ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、同条第四項に規定する老人短期入所事業又は同条第五項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所並びに同法第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

リ 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項に規定する母子福祉施設

又 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設

ル その他イから又までに掲げる施設に類する施設として規則で定めるもの

五 入浴施設 旅館、公衆浴場、医療施設又は社会福祉施設等の利用者を入浴させる施設（浴槽を有しない施設、旅館の客室ことに設置された施設その他の規則で定める施設で利用する都度、浴槽水（浴槽内の水をいう。以下同じ。）を換水し、及び浴槽を清掃し、かつ、適宜浴槽を消毒するものその他レジオネラ症の発生の予防上支障がないと知事が認める施設を除く。）をいう。

（遵守事項）

第三条 旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者、公衆浴場法第二条の二第一項に規定する営業者、医療施設の開設者及び社会福祉施設等の設置者は、その入浴施設について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 原水（浴槽水を再利用せずに浴槽又は給水栓（これに類するものを含む。以下同じ。）に直接供給される水をいう。以下同じ。）は、規則で定めるレジオネラ属菌に係る水質基準に適合したものとすること。

二 貯湯槽（原水を貯留する設備をいう。以下同じ。）を設置している場合は、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 貯湯槽内の水の温度を六十度以上に保つこと。

ロ 貯湯槽内の水を消毒すること。

ハ 貯湯槽内の清掃及び消毒を適宜行うこと。

三 浴槽水について次のいずれかの措置を講ずること。ただし、循環式浴槽（浴槽水をろ過器を通して循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。）以外の浴槽であつて、常時溢水する状態で使用し、かつ、毎日消毒するものに係る浴槽水にあつては、この限りでない。

イ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が一リットルにつき ・二ミリグラム以上になるよう塩素系薬剤による消毒を行い、遊離残留塩素濃度を適宜測

定すること。この場合において、当該浴槽水が循環式浴槽に係る浴槽水であるときは、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入し、又は投入すること。

ロ オゾン殺菌その他の規則で定める方法により消毒を行うこと。

四 浴槽水は、一日に一回以上（循環式浴槽に係る浴槽水にあつては、一週間に一回以上）換水すること。

五 浴槽（次号に規定するろ過器及び配管を除く。）は、一日に一回以上（循環式浴槽にあつては、一週間に一回以上）清掃し、適宜消毒を行うこと。

六 循環式浴槽に係るろ過器及び浴槽水を循環させるための配管は、一週間に一回以上高濃度の塩素その他の適当な薬剤を含む水により十分に洗浄すること。

七 浴槽水は、規則で定める方法により、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める頻度でレジオネラ属菌に係る水質検査を行うこと。

イ 浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水している場合 一年に一回以上

ロ 浴槽水を塩素系薬剤により消毒し、毎日換水していない場合 半年に一回以上（気泡発生装置等微小な水粒を発生させる装置を浴槽に設置している場合にあつては、三月に一回以上）

ハ 浴槽水を塩素系薬剤により消毒していない場合 三月に一回以上

八 浴槽水を浴室（浴槽を除く。）に備え付けられた給水栓に供給している場合は、規則で定める方法により、三月に一回以上当該給水栓から供給される水のレジオネラ属菌に係る水質検査を行うこと。

九 前二号の規定による水質検査により、第一号に規定する水質基準に適合しないことが判明した場合は、その旨を知事に報告すること。

十 貯湯槽及び配管は、一年に一回以上生物膜の有無を点検し、生物膜があつた場合は、その除去を行うこと。

十一 第二号から前号までの規定による措置等の状況を記録し、その記録を三年間保管すること。

第四条 前条各号に掲げる事項は、旅館業法第四条第二項及び公衆浴場法第三条第二項に規定する条例で定める措置の基準とする。

(立入調査等)

第五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、医療施設の開設者若しくは社会福祉施設等の設置者に対し、その入浴施設における第三条の規定による措置その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、医療施設若しくは社会福祉施設等に立ち入り、同条の規定により遵守すべき事項の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告及び命令)

第六条 知事は、医療施設の開設者又は社会福祉施設等の設置者が第三条の規定に違反しているとき、当該開設者又は設置者に対し、書面により、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その者に対し、入浴施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

(公表)

第七条 知事は、医療施設の開設者又は社会福祉施設等の設置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を公表することができる。

一 第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁

をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 前条第三項の規定による命令に従わないとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

(施行事項)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

(青森県旅館業法施行条例の一部改正)

2 青森県旅館業法施行条例（昭和四十五年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「基準は」の下に「、別に条例で定めるもののほか」を加え、同条第三号中「浴室」の下に「（浴槽を除く。）」を加え、同条第七号中「及び湯」を削る。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

3 公衆浴場法施行条例（昭和二十五年十二月青森県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「営む者は」の下に「、別に条例で定めるもののほか」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「浴室」の下に「（浴槽を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号から同項第十五号までを一号

ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第十四号」を「前項第十三号」に改める。

第五条中「基準は」の下に「、別に条例で定めるもののほか」を加える。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十四号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二青森県固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

青森県市町村 合併推進審議 会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項の規定により同法第五十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第六十条第二項の規定により知事の諮問に応じ、県における自主的な市町村の合併の推進	会長 委員	学識経験を有する者	十人以内	二年	委員の互選
-----------------------	---	----------	-----------	------	----	-------



に關し重要な事項を調査審議すること。

別表第二「青森県障害者施策推進協議会の項中」「第二十四条第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十五号

特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第八十四号とし、第十八号から第八十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 市町村合併推進審議会委員

十九 市町村合併調整委員

第五条中「第八十一号」を「第八十三号」に改める。

第十一条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十四号」に改める。

別表第二自治紛争処理委員の項の次に次のように加える。

市町村合併推進審議会委員	同	九、八〇〇円
市町村合併調整委員	同	九、八〇〇円

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第八十四号とし、第十八号から第八十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 市町村合併推進審議会委員

十九 市町村合併調整委員

第三条第一項中「第八十一号」を「第八十三号」に改める。

第四条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十四号」に改める。

「自治紛争処理委員

別表第三中「自治紛争処理委員」を「市町村合併推進審議会委員」に改める。

市町村合併調整委員」

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十六号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十二条中「第九条」を「第八条の十三」に改める。

第百五十五条第二項中「第十二条（自動車の使用の本拠の位置が他の道府県から県内に変更された場合に限る。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「第十二条」を削る。

附則第三条の三に次の二項を加える。

- 3 平成十八年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（第四十七条の三第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、この条例の規定中所得割に関する部分（第四十条の二を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の二に相当する額を控除する。この場合における第四十条の二の規定の適用については、同条中「第三十七条から前条まで」とあるのは、「附則第三条の三第三項」とする。

- 4 平成十九年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月

一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割（第四十七条の三第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、この条例の規定中所得割に関する部分（第四十条の二を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除する。この場合における第四十条の二の規定の適用については、同条中「第三十七条から前条まで」とあるのは、「附則第三条の三第四項」とする。

附則第三条の三の二に次の二項を加える。

2 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第四十一条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「三百円」とする。

3 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第四十一条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「六百円」とする。

附則第七条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

附則第七条の二第二項及び第四項中「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第七条の二の二中「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」を「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」に改める。

附則第八条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

附則第八条の二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「本項及び次項に」を「この項に」に、「第二条第十七項」を

「第二条第二十項」に、「本項及び次項並びに次条第一項」を「この項、次条及び附則第八条の二の三第一項」に、「第三項及び第四項」を「次項及び第三項」に改め、「及び第二項」を削り、「本項、次項及び第六項並びに次条第一項」を「この項及び第五項並びに附則第八条の二の三第一項」に、「第七項第一号」を「第六項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十七条の十第四項各号」を「第三十七条の十第三項各号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十七条の十第五項」を「第三十七条の十第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項第二号中「附則第三十五条の二第七項」を「附則第三十五条の二第六項」に改め、同項第三号及び第四号中「附則第三十五条の二第十項」を「附則第三十五条の二第九項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第八条の二の七を附則第八条の二の八とする。

附則第八条の二の六第二項中「附則第八条の二の六第一項」を「附則第八条の二の七第一項」に改め、同条を附則第八条の二の七とする。

附則第八条の二の五を附則第八条の二の六とする。

附則第八条の二の四第三項中「第六項まで並びに第八条の二の二第一項及び第二項」を「第五項まで及び第八条の二の三第一項」に、「及び第八条の二の二第一項」を「及び第八条の二の三第一項」に、「附則第八条の二の四第二項」を「附則第八条の二の五第二項」に改め、同条第五項を削り、同条を附則第八条の二の五とする。

附則第八条の二の三第二項中「第六項まで並びに前条第一項及び第二項」を「第五項まで及び前条第一項」に、「附則第八条の二の三第一項」を「附則第八条の二の四第一項」に改め、同条を附則第八条の二の四とする。

附則第八条の二の二第一項中「本項に」を「この項に」に、「附則第十八条の二第二項」を「附則第十八条の二第二項」に、「前条第一項前段」を「附則第八条の二第一項前段」に、「附則第十八条の二第二項から第四項まで」を「附則第十八条の三第一項から第三項まで」に、「本項及び次項」

を「この項」に、「第三項」を「次項」に、「同条第七項第一号」を「同条第六項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定の」を「前項の規定の」に、「前条第七項」を「附則第八条の二第六項」に、「附則第八条の二の二第一項」を「附則第八条の二の三第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を附則第八条の二の三とする。

附則第八条の二の次に次の一条を加える。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第八条の二の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この条において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令附則第十八条の二第一項に規定する金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

附則第十一条第四項中「政令附則第十六条の二の六第七項」を「バス、トラックその他の地方税法施行規則附則第十二条の二の三第五項」に、「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一を」に改め、同項各号を削る。

附則第十六条第二項中「百分の十五」を「百分の七・五」に、「四万円」を「二万円」に改める。

## 附 則

1 この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、附則第十一条第四項の改正規定及び附則第五項の規定は平成十七年十月一日から、第五百五十五条並びに附則第七条の二及び第七条の二の二の改正規定並びに附則第四項の規定は平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県税条例（次項及び第四項において「改正後の条例」という。） 附則第八条の二の二の規定は、平成十七年四月一日以後に同条に

規定する事実が発生する場合について適用する。

3 改正後の条例附則第十六条第一項及び第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第百五十五条第二項及び第三項の規定は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 改正後の青森県県税条例附則第十一条第四項の規定は、平成十七年十月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行った改正前の青森県県税条例附則第十一条第四項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十七号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条

の三第四項第十四号八」に改め、同条第二号中「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

(青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同条第三号中「第三十一条の二第二項第十四号二及び第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二及び第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

別表第一号中「第三十一条の二第二項第十三号八、第六十二条の三第四項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同表第二号中「第三十一条の二第二項第十四号二若しくは第六十二条の三第四項第十四号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二若しくは第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭